

筑西市デジタル観光コンテンツ導入業務委託  
仕様書

令和7年10月

筑西市

## 1. 目的

筑西市の観光課題として、観光拠点である「道の駅グランテラス筑西」から市内各地への周遊が十分に進まず、市全体での滞在時間や消費拡大につながっていないことが挙げられる。

筑西市デジタル観光コンテンツ導入業務（以下「本業務」という。）は、本市の観光資源の魅力向上と認知度拡大を目的とし、「道の駅グランテラス筑西」を拠点にデジタルサイネージを設置するとともに、デジタルマップと連動したスタンプラリーの実施や、AR技術等を活用した新たな観光コンテンツの開発を行う。これにより、市内への来訪者の誘致と回遊促進を図り、滞在時間の延長や消費活動の活性化、通年での来訪・再訪意欲を高め、地域経済の持続的な発展につなげる「デジタル観光コンテンツ」を導入するものである。

## 2. 納入期日

令和8年3月31日（火）

## 3. 利用期間

納入完了の日から令和10年3月31日まで

## 4. 納入場所

筑西市経済部商工観光課の指定する場所

## 5. 委託上限額

18,200,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

## 6. 業務の内容

本業務は、以下の内容を含んだ企画提案を求めるものとし、業務の遂行にあたり、甲より特段の指示があればその指示に従うものとする。

### (1) 多機能型観光マルチデジタルサイネージの導入

「道の駅グランテラス筑西」に来訪する観光客に対し、市の魅力を効果的に伝え、市内各所への周遊を促進することを目的として、多機能型観光マルチデジタルサイネージ（以下「デジタルサイネージ」という。）を導入する。

- ① 利用者が直感的なタッチ操作を行える高輝度・高耐久性の大型ディスプレイ（画面サイズ85インチ以上）を選定し、道の駅グランテラス筑西の総合案内付近に設置すること。ただし、詳細な設置場所は甲と協議すること。
- ② 観光施設、イベント、グルメ、特産品等などの各種観光情報や、地図、映像等、多彩なコンテンツを配信・管理できるシステムを構築すること。

- ③ 「道の駅グランテラス筑西」を訪れた観光客に、デジタルサイネージの利用を促すための表示を設けること。
- (2) デジタルマップと連携したデジタルスタンプラリーの実装
- スマートフォン等から閲覧可能なデジタルマップを活用し、市内周遊の動機付けとなるデジタルスタンプラリー機能を実装する。
- ① 一定数のスポットを訪問した利用者に対し、達成の記念となるデジタル上の特典（オリジナル画像や修了証等）を提供する機能を設けること。
  - ② スタンプラリーの基本ルートとして、後述する6 (3) AR技術等デジタルコンテンツを導入するスポットを設定すること。
- (3) AR技術等デジタルコンテンツの制作と導入
- 市内観光スポットの魅力を高め、新たな体験を提供するためのデジタルコンテンツを制作・導入すること。
- ① 甲が指定する市内5か所以上の観光スポット（ちくせい花火大会、下館祇園まつり、最勝寺の紅葉、あけのひまわりフェスティバル、ダイヤモンド筑波、新治廃寺・新治郡衙跡等を想定）を対象に、その場所の歴史、文化、景観等をテーマにしたAR技術等コンテンツを制作すること。
  - ② 各スポットにおいて、利用者がスムーズにAR技術等コンテンツを体験できるよう、二次元コード等を掲載した案内看板等をデザイン・作製し、設置すること。ただし、設置場所及び方法は甲と協議のうえ、決定すること。
- (4) 各業務共通
- ① 筑西市の魅力を発信する基本となるコンテンツ（テキスト、画像、動画等）を企画・制作すること。
  - ② 国内外からの観光客の利便性を高めるため、日本語・英語を含む多言語対応とすること。
  - ③ 利用者が特定のアプリケーションのインストールをする必要がなく、個人端末のWebブラウザ上で体験できるシステムとすること。
  - ④ 本業務で導入するハードウェア（デジタルサイネージモニター、運用PC、その他付属品等）は買取りとし、利用期間終了後も甲に帰属すること。
  - ⑤ 各コンテンツの利用に係るライセンス料等については、初年度に利用期間分を一括で支払うものとする。
  - ⑥ 利用期間を通してシステムの安定稼働を維持し、障害発生時に迅速に対応できる保守体制を構築すること。
  - ⑦ 保守・管理の際にインターネットを経由し運用PC等の遠隔操作を行う場合は、第三者からの不正アクセスやコンピューターウイルスの感染を防止するなど、情報セキュリティ上必要な策を講じること。

## 7. 製作方針

### (1) 構成

本業務の目的を十分理解し、6 (1) から (4) に示すことを全て網羅すること。

### (2) ターゲット

「道の駅グランテラス筑西」を訪れる観光客（若年層、ファミリー層、外国人観光客を含む）及び市内在住者。

### (3) システムの連携と拡張性

- ① デジタルサイネージ、デジタルスタンプラリー、AR技術等コンテンツが相互に連携し、利用者をスムーズに市内周遊へ誘導できる仕組みを構築すること。
- ② 将来的なコンテンツの追加や機能拡張が容易に行えるよう、拡張性を考慮したシステム設計とすること。

### (4) 利便性及び安全性

- ① 年齢やITスキルに関わらず、誰でも容易に操作できるユニバーサルデザインに配慮すること。
- ② Webブラウザで提供するサービスは、仕様書公開時点の最新版である主要なブラウザで正常に動作することを保証すること。
- ③ 利用者の安全に配慮し、歩きながらスマートフォンを操作することがないように、注意喚起表示等の対策を講じること。

### (5) 内容確認

完成までに甲による複数回の内容確認及び校正の機会を設けること。

## 8. 分析・検証

事業の成果が地域の課題解決や魅力向上に資するものであることを客観的に評価するため、以下の分析、検証ができるようにすること。また、利用期間における分析、検証を行い、甲に報告すること。ただし、報告の方法は甲と協議のうえ、決定すること。

### (1) アウトプット指標

- ① 多機能型観光マルチデジタルサイネージの利用者数
- ② デジタルマップのアクセス件数
- ③ AR技術等デジタルコンテンツの利用者数

### (2) アウトカム指標

- ① デジタルスタンプラリーの利用者満足度
- ② AR技術等デジタルコンテンツの利用者満足度

## 9. 成果品

以下の成果品を納入すること。

### (1) デジタルサイネージ

関連機器一式の設置、円滑な実装をもって成果とする。

### (2) デジタルマップを活用したデジタルスタンプラリー

機能の実装及び円滑な運用開始をもって納入とする。

### (3) AR技術等デジタルコンテンツ

機能の実装及び円滑な運用開始をもって納入とする。

### (4) 操作及び運用マニュアル

各コンテンツの操作方法及び運用手順をまとめたマニュアルを電子データ（Microsoft Word、PDF等）で提出すること。

### (5) 成果物一式を記録したメディアの提出

CD-R等の記録メディアに本業務で作成した全ての成果品データ（動画、画像、テキスト、各種マニュアル、報告書等）を記録し提出する。また、甲の指定する内容の盤面印刷を施すこと。

## 10. 留意事項

### (1) 一般事項

- ① 業務の遂行状況について、甲に対し随時報告を行うこと。
- ② 業務を遂行するうえで必要な画像、映像等の資料は受注者（以下「乙」という。）において入手すること。ただし、必要に応じて甲及び筑西市観光協会が持つキャラクターのデータを随時貸与する。なお、貸与した資料等の複製の可否、返却等については甲の指示に従うこと。また、甲以外から画像、映像等の提供を受ける場合には、筑西市産業振興条例（令和3年12月24日条例第20号）の趣旨に則り、原則として筑西市内の業者から提供を受けること。
- ③ 本業務を通じて知り得た機密情報や個人情報、委託業務期間はもとより委託業務期間終了後においても、決して漏らしてはならない。
- ④ 乙は本業務の一部を他社に再委託する場合、事前に書面で報告し、甲の承認を得ること。
- ⑤ 業務の進捗に応じて、甲と乙で定期的に打ち合わせを実施し、その都度、乙は議事録を作成し甲の確認を得ること。
- ⑥ 業務委託に係る制作物の権利等は甲に帰属し、甲の許可なく乙が使用することはできない。ただし、乙の業務実績として本業務や制作物を紹介することは可能とする。

### (2) 業務体制

- ① あらかじめ甲と調整したスケジュールで業務を行うこと。

- ② 本業務の開始から終了までの間、業務全般を総合的に管理し、かつ、業務進行を適切に処理するための調整能力を有する管理責任者を置くこと。また、十分な経験と技術力を有する技術担当者を置くこと。なお、管理責任者及び技術担当者の所属、氏名、役割等を企画提案書に必ず明記すること。

(3) 費用負担

本業務遂行に伴い発生する費用は、本仕様書に明記がないものであっても、原則として乙の負担とする。

(4) 著作権等の取り扱い

本業務で制作するコンテンツ等は、不特定多数への公開・提供を目的とするため、その権利等について次のとおり整理する。

- ① 本業務委託に係る全ての成果品の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む）は、原権利者が予め権利を有していたものを除き、甲に帰属するものとし、乙は著作権を行使しないものとする。ただし、乙が本業務を業務実績として広く紹介することは可能とする。
- ② 甲が、本業務委託において乙が独自に作成した素材（イラスト、デザイン等）を二次利用する場合、乙は無償で提供することとする。
- ③ 第三者が権利を有している著作物（画像、映像、音楽、フォント等）を使用する場合は、乙の責任と費用負担において、本業務における利用（二次利用を含む）に必要な許諾を権利者から得ること。
- ④ 著作権、肖像権等に関する紛争が生じた場合は、乙の責任において対応し、甲は一切の責任を負わない。

11. その他

- (1) 本仕様書に定めのない事項は、甲と乙で協議のうえ、対応を決定する。
- (2) 本仕様書に対し疑義が生じた場合、別紙実施要領に記された期日までに質問を提出し、その回答をもって、本仕様書を加筆修正したものとみなす。